

施策評価調書(2年度実績)

				施策コード	I-5-(3)			
政策体系	施策名	消費者の安心の確保と動物愛護の推進	所管部局名	生活環境部			長期総合計画頁	51
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	関係部局名	生活環境部				

【I. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	消費者の権利の尊重と 消費者の自立の支援	市町村や消費者団体等との連携・協働	生活衛生関係施設の衛生水準の向上	人と動物が共生できる社会の推進

【II. 目標指標】

	指 標	関連する 取組No.	基準値		2年度			6年度	目標達成度(%)											
			年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125							
i	消費生活相談あっせん解決率(県・市町村)(%)	①②	H26	93.6	95.4	92.4	96.9%	96.4												
ii	犬・猫の引取り数(犬の捕獲頭数を含む)(頭以下)	④	H30	2,453	2,180	2,114	103.0%	1,500												

【III. 指標による評価】

評価		理 由 等	平均評価
i	概ね 達成	消費者トラブルの複雑化等に伴い、あっせん案件も複雑化し、解決に時間を要したり、不調に終わるものもあるが、被害の回復を図るために相談員のスキルアップ等に努めたことにより、目標値を概ね達成した。	達成
ii	達成	引取りの大部分を占める飼い主のいない猫対策として、市町村への不妊去勢手術補助、動物愛護センターでの手術に取り組むとともに、犬猫の譲渡の推進、法律改正に合わせた引取りの厳格化、適正飼養・終生飼養の啓発を行うことで、目標を達成した。	

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため、出前講座の案内を高齢者施設等にも広く配布し、46回(2,782人参加)実施した。 ・中学校では消費者の基本的な権利と責任や消費者の保護等、高等学校では悪質商法やネットトラブル等による消費者被害の事例を通して、成人に対しては、生涯を見通した生活における消費行動等、各世代に応じた消費者教育を実施し、浸透を図った。 ・新聞広告、ホームページ、SNS等により、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等に対する注意喚起を行い、被害の未然防止に努めた。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員フォローアップ研修(6講座)等で最新の知識を提供するなど、市町村消費生活相談員の資質向上を図った。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・営業施設の感染症対策強化のため、試験検査や指導等を実施した。 ・入浴施設のレジオネラ症対策として、浴槽水等21施設、41検体の検査を行い不適合となった13施設に対し改善指導を行った。 ・入浴施設の自主管理体制の確保のため、レジオネラ属菌の自主検査対象施設704施設のうち報告のない161施設に対し検査実施の指導を行った結果、上半期と比較し、年度末時点の報告率が16.4%向上した。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターでは、犬と猫の譲渡会の毎月各2回日曜日の実施と、随時譲渡を行うことで、犬猫の譲渡頭数がR1年度の495頭からR2年度は679頭と増加した。 ・動物愛護センターや小学校で、5,724人に動物愛護教育を実施した。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(2年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①②	消費生活安全・安心推進事業	96.9	98
③	監視指導費	—	98
④	動物愛護協働推進事業	117.0	98

【VI. 施策に対する意見・提言】

○大分県消費生活審議会 (R2.11)

・大学でこれまでフェアトレードとして開設していたものをエシカル消費入門に変更して開設している。学生から好評であったので、県ともいっしょにできることがあればと思う。

○大分県動物愛護推進協議会(R3.2)

・野良猫の殺処分を減らすため地域猫活動を広げる必要がある。
・動物取扱業の監視について現状確認や指導を徹底すべき。

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の授業において、児童生徒に消費者の基本的な権利や責任等を理解させ、必要な物資やサービスを選択する力を身に付けさせる。 ・R4年4月の成年年齢引下げを見据え、高校生が自立した消費者として主体的に判断し、責任をもって消費行動できる力を育成するとともに、若年者の被害防止・救済に向けた実践的な消費者教育の充実を図る。 ・消費関係の法律講座を県内2か所で開催するほか、SNS・新聞等様々な媒体を活用し、対象者の特性に応じた情報発信や出前講座の実施などにより、着実に消費者被害の未然防止・拡大防止を図っていく。特に、新型コロナウイルス感染症等に便乗した詐欺や悪質商法に対する注意喚起を強化する。 ・人や社会、環境に配慮するエシカル消費について、講演会の開催や出前講座を通じて、広く県民に啓発し、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促す。 ・市町村と連携し、高齢者や障がい者の消費者被害を防止するための見守りサポーターを育成する。 ・おおい動物愛護センターを中核として、適正飼養と終生飼養の啓発、飼い主のいない猫対策、譲渡の推進に取り組み、殺処分頭数を減少させる。 ・愛護教育を専門に行う職員を配置し実施している動物愛護教育(命の授業)により、次世代を担う小学生を主な対象とし、犬や猫の適正飼養やいのちの大切さを伝えることで、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会をめざす。